



令和6年度

大石田町支援事業 便覧パンフレット

(令和6年4月現在)

ライフステージ別

就職 → 結婚 → 住居 → 出産 → 子育て → 保育園

介護 ← 高齢者 ← 障がい ← 医療(病気) ← 高校・進学 ← 小・中学校

町が実施する各種支援事業を「就職」や「結婚」などライフステージごとに取りまとめたパンフレットを作成しました。ぜひ、お手元に保存いただき、各種支援事業の活用にお役立てください。

※一部国や県が実施するもので、町が窓口になっている支援事業を含みます。

※このパンフレットは令和6年4月1日現在の情報を掲載しています。各支援事業については、予算に限りがある場合や、内容に変更がある場合がありますので、記載の問合せ先にご確認ください。



住居支援

事業名／問合せ先	概要	対象	金額等
定住促進助成事業／ まちづくり推進課 政策推進G ☎35-2111 (内線224)	住宅を新築又は新築・中古住宅を購入する方に助成金を交付します。	住宅を新築又は新築や中古住宅を購入する方	新築住宅： 上限100万円 中古住宅： 上限75万円
空き家バンク登録促進事業／ まちづくり推進課 生活安全G ☎35-2111 (内線225)	登録した方を対象に、家財道具の処分や庭木の手入れなどに要する費用の一部を補助します。	空き家バンクに登録した方	家財道具処分等の対象経費(上限3万円)
空き家バンク活用促進事業／ まちづくり推進課 生活安全G ☎35-2111 (内線225)	空き家バンクを通して契約された物件のリフォーム費用の一部を補助します。	空き家バンク登録物件を購入等の契約をした方	対象経費の1/2(上限50万円)
小型除雪機購入費補助事業／ まちづくり推進課 政策推進G ☎35-2111 (内線223)	小型除雪機等を購入する場合、購入費の一部を補助します。	家庭用除雪機械購入者	対象経費の1/10(上限10万円)
住宅リフォーム総合支援事業／ 建設課 管理G ☎35-2111 (内線233)	一定の要件を満たした住宅リフォーム工事に対して補助金を交付します。	対象工事実施者	4万円～45万円
新規就農者定住促進支援事業／ 産業振興課 農林G ☎35-2111 (内線142)	新規就農者の家賃等の一部を補助します。	50歳未満の新規就農者	月額2万5,000円まで
浄化槽設置整備事業／ 建設課 建設G ☎35-2111 (内線241)	下水道区域外及び農業集落排水区域外で既存住宅に新規に浄化槽を設置する場合に補助金を交付します。	浄化槽設置者	5人槽39万円まで ほか
浄化槽整備促進事業／ 建設課 建設G ☎35-2111 (内線241)	浄化槽設置整備事業補助金を受ける場合に補助金を交付します。	浄化槽設置者	5人槽16万円まで ほか
NEW!! 代替地登録制度／ 建設課 治水定住対策G ☎35-2111 (内線244)	公共事業用地の代替地として譲渡可能な土地の情報を町で取りまとめ、事業用地提供者等からの要望があった場合に代替地の候補地として情報提供を行います。	最上川緊急治水対策プロジェクト事業により土地建物を提供される方	代替地となる情報提供



就職支援

事業名／問合せ先	概要	対象	金額等
資格取得支援事業／ 産業振興課 商工観光G ☎35-2111 (内線145)	仕事の能力向上のため資格を取得する費用の1/2を助成します。	町内に住所を有していて就労のために資格を取得する方	1/2助成 ※求職者及び非正規雇用者は上限10万円・正規雇用者は上限5万円
新事業チャレンジ支援事業／ 産業振興課 商工観光G ☎35-2111 (内線145)	新規事業への設備投資や研究開発等に要する経費に対して助成します。	新製品や新技術の開発、新分野への進出に取り組む事業者(6次産業化含む)	上限50万円 ※一定の要件を満たすと上限60万円
新規就農者育成総合対策事業／ 産業振興課 農林G ☎35-2111 (内線143)	次世代を担う農業者となることに強い意欲のある方に就農直後の経営を支援します。	50歳未満の新規就農者(その他要件あり)	①経営開始資金 最長3年最大150万円(各年) ②農業用機械等購入費用の3/4で上限500万円
元気な新規就農者支援事業／ 産業振興課 農林G ☎35-2111 (内線142)	新規就農者の農業用機械等購入費用や農地賃借料の一部を助成します。	町内に住所を有して、就農から5年以内の新規就農者	①農業用機械等購入費用の1/2で上限50万円 ②農地賃借料の1/2で上限10万円
新規狩猟者確保対策事業／ 産業振興課 農林G ☎35-2111 (内線144)	狩猟免許の取得に要する経費に対して補助金を交付します。	65歳以下で新たに狩猟免許を取得した方で、町猟友会に入会し、5年間従事することができる方	下記①～⑤の対象額の合計金額で上限10万円 ①狩猟免許取得経費の1/2 ②銃所持許可取得経費の1/2 ③銃器、銃保管庫等購入経費の1/2(上限5万円) ④猟友会入会費の1/2 ⑤医師診断書料の1/2

結婚支援

事業名／問合せ先	概要	対象	金額等
結婚新生活支援事業／ まちづくり推進課 政策推進G ☎35-2111 (内線223)	結婚に伴う新生活スタートのための費用(家賃、引越費用など)を支援します。	令和6年1月1日～令和7年3月31日に入籍した世帯(所得・年齢制限あり)	婚姻時点で夫婦ともに29歳以下の世帯： 上限60万円 その他の世帯： 上限30万円
結婚祝品事業／ 町民税務課 住民G ☎35-2111 (内線223)	結婚生活をスタートする夫妻への祝品を贈呈します。	婚姻届提出時または婚姻を機に町内に住所を有した夫妻で引き続き居住する方	町振興公社共通利用券5万円分

子育て支援

事業名／問合せ先	概要	対象	金額等
ようこそ赤ちゃん応援 メッセージ・ギフト事業／ 保健福祉課 保健医療G ☎35-2111 (内線170)	応援メッセージ・ギフトを 対象者に配布します。	妊婦及び生後4か月 までの乳児	応援メッセージ・ ギフト
乳児家庭全戸訪問事業／ 保健福祉課 保健医療G ☎35-2111 (内線170)	生後4か月までの乳児のい るすべての家庭を訪問し支 援を行います。	生後4か月までの乳 児のいるすべての家 庭	家庭を訪問し支援
新生児聴覚検査費用助成事業／ 保健福祉課 保健医療G ☎35-2111 (内線170)	新生児聴覚検査費用の全額 を助成します。	新生児	全額助成
産後ケア事業／ 保健福祉課 保健医療G ☎35-2111 (内線170)	産後の育児不安等で支援が 必要な方に、宿泊型・デイ サービス型・訪問型の産後 ケアサービスを提供します。	町内に住所がある出 産後1年未満の母子	産後ケアサービ ス料の一部助成
子どもの予防接種費用助成 事業／ 保健福祉課 保健医療G ☎35-2111 (内線171)	国で定める定期予防接種と インフルエンザ・おたふく かぜ予防接種に費用を助成 します。	①定期予防接種 生後2か月～高校 1年生 ②インフルエンザ 生後6か月～中学 3年生 ③おたふくかぜ 1歳～2歳	①定期予防接種： 全額 ②インフルエンザ： 1回1,900円 ③おたふくかぜ 1回3,000円
子育て支援医療給付／ 保健福祉課 福祉G ☎35-2111 (内線134)	0歳から高校3年生（18歳 の誕生日以後の最初の3月 31日）までの子どもの医療 費（保険診療分）を全額助 成します。	0歳から高校3年生 （18歳の誕生日以後 の最初の3月31日） までの子ども	医療費（保険診療分） を全額助成
ひとり親家庭等医療給付／ 保健福祉課 福祉G ☎35-2111 (内線134)	18歳以下の児童がいるひと り親家庭等の医療費につい て、保険診療分の自己負担 額を全額助成します。	18歳以下の児童がい るひとり親家庭等の 医療費※所得要件や 就労要件があります。	医療費（保険診療分） を全額助成
児童手当／ 保健福祉課 福祉G ☎35-2111 (内線134)	生まれてから中学校修了ま での児童を養育している保 護者に手当を支給します。 ※R6.10～「高校終了までの 児童」に拡大	支給対象となる児童 を養育している保護 者	児童数や所得によ り支給額が変わり ます。
児童扶養手当／ 保健福祉課 福祉G ☎35-2111 (内線134)	ひとり親家庭や、父又は母 が重度の障がい・行方不明 などの家庭に年6回（1月、 3月、5月、7月、9月、11月） 手当を支給します。	ひとり親家庭や、父 又は母が重度の障が い・行方不明などの 家庭	支給期間は児童が 18歳になった年度末 までで（児童に一定 の障がいがある場合 は20歳）、児童数や 所得額などで支給額 が変わります。

出産支援

事業名／問合せ先	概要	対象	金額等
NEW!! 不妊症検査・治療費用助成 事業／ 保健福祉課 保健医療G ☎35-2111 (内線170)	妊娠しても流産・死 産を繰り返す「不妊症」 の治療に取り組んで いる夫婦に対して検 査・治療費の一部を 助成します。	不妊症（疑いを含 む）のため専門医 療機関を受診して いる方（他要件あ り）	①公的医療保険適用外の不 妊症検査・治療 ②公的医療保険適用のうち、 ヘパリン療法に要した費 用の自己負担分 ③不妊症医療機関受診等証 明書文書料： 1夫婦当たり年度内の 上限額10万円
NEW!! 不妊治療費用助成事業／ 保健福祉課 保健医療G ☎35-2111 (内線170)	不妊治療（生殖補助 医療）を受けている 夫婦の不妊治療費用 の一部を助成します。	生殖補助治療以外 の治療によって は、妊娠の見込み が無い、極めて 少ないと診断され た方（他要件あり）	公的医療保険が適用となる 生殖補助医療に併用して実 施する先進医療： 1回につき上限10万円まで 年齢や回数制限で公的医療 保険適用外となった生殖補 助医療及び先進医療： 1回につき上限30万円
出産祝金事業／ 保健福祉課 福祉G ☎35-2111 (内線134)	赤ちゃんが生まれた 時に、1人目5万円、 2人目10万円、3人 目以降20万円を支給 します。	赤ちゃんの保護者 ※転入時点で0歳 児の赤ちゃんの 保護者の方も対 象です。	1人目：5万円 2人目：10万円 3人目以降：20万円
妊婦健康診査費用助成事業／ 保健福祉課 保健医療G ☎35-2111 (内線170)	妊婦健康診査に係る 費用の一部を助成し ます。	町内に住所を有す る妊婦	上限10万2,400円
妊婦の予防接種費用助成事業／ 保健福祉課 保健医療G ☎35-2111 (内線171)	妊婦のインフルエン ザ予防接種費用の一 部を助成します。	町内に住所を有す る妊婦	1回1,900円
出産・子育て応援事業／ 保健福祉課 保健医療G ☎35-2111 (内線170)	妊婦や出生の届出を 行った子育て世帯の方 を対象として、出産育 児関連用品の購入費の 助成を行います。	妊婦・子育て世帯	妊婦届出時：5万円 出生届出時：5万円

小・中学校支援

事業名／問合せ先	概要	対象	金額等
要保護及び準要保護児童生徒就学援助事業／ 教育文化課 学校教育G ☎35-2111 (内線255)	経済的な理由により、小・中学校への就学が困難と認められる児童生徒の保護者に対して、学用品費・学校給食費など学校に係る費用の一部を援助する制度です。	町内の小・中学校に在学する児童生徒で、生活保護法に準ずる程度に生活が困窮しており、町教育委員会が援助の必要を認めた(要保護・準要保護児童生徒認定基準事項に該当する)世帯のお子さんの保護者	学用品費、学校給食費など国で定めた基準をもとに、就学援助費を算定しています。
小中学校における修学旅行の応援金支給事業／ 教育文化課 学校教育G ☎35-2111 (内線255)	修学旅行に要する経費の一部を支給し、保護者の負担軽減及び義務教育の円滑な運営を図るための制度です。	町内の小・中学校に就学している児童及び生徒のうち、修学旅行に参加した者の保護者又はやむを得ない事由により、修学旅行を中止されたことにより発生するキャンセル料を負担する保護者	支給対象 児童1人当たり : 5,000円 生徒1人当たり : 2万円
特別支援教育就学奨励事業／ 教育文化課 学校教育G ☎35-2111 (内線255)	小・中学校の特別支援学級等に在籍している児童生徒の保護者に対して、学用品費・学校給食費など、学校に係る費用の一部を補助し、経済的負担を軽減するための制度です。	町内の小・中学校の特別支援学級等に在籍している児童生徒の保護者(世帯の収入状況を調査し認定します。)	学用品費、学校給食費など国で定めた基準をもとに、就学奨励費を算定しています。
学校給食費支援事業／ 教育文化課 学校教育G 給食センター ☎35-2111 (内線256)	学校給食費の全額を助成します。	大石田町立小・中学校に在籍している児童生徒の保護者	1食当たり 小学校315円 中学校345円

高校・進学支援

事業名／問合せ先	概要	対象	金額等
私立高等学校生徒学費補助事業／ 教育文化課 学校教育G ☎35-2111 (内線252)	私立高等学校に在学している生徒の就学に係る保護者等の負担軽減を図るための制度です。	毎年6月1日において、私立高等学校に在学している生徒を有し、大石田町に住所を有する保護者等で、その世帯が、大石田町私立高等学校生徒学費補助金交付規程第3条に該当する方	私立高等学校に在学する生徒1人につき年額2万円以内

子育て支援

事業名／問合せ先	概要	対象	金額等
特別児童扶養手当／ 保健福祉課 福祉G ☎35-2111 (内線134)	心身に一定の障がいのある児童(20歳未満)を養育している方に支給します。	心身に一定の障がいのある児童(20歳未満)を養育している方	等級によって異なります。
在宅保育支援事業／ 保健福祉課 福祉G ☎35-2111 (内線134)	満3歳までの児童のうち、家庭で保育をする保護者に助成金を支給します。	出生後3か月～満3歳を経過する子を家庭で保育する保護者	月額5,000円
入学準備金支給事業／ 保健福祉課 福祉G ☎35-2111 (内線134)	子どもの成長の節目に入学準備金を支給します。	大石田町に引き続き居住する意志のある以下の①～③に該当する児童を養育する保護者の方に支給します。 ①翌年度の4月1日に小学校に入学する児童 ②翌年度の4月1日に中学校に入学する児童 ③当該年度の3月31日に中学校を卒業する児童	①児童1人につき1万円 ②児童1人につき3万円 ③児童1人につき5万円
医療的ケア児に関する相談窓口／ 保健福祉課 福祉G ☎35-2111 (内線133)	医療的なケアを必要とする児童とその保護者に各種支援の情報提供を行います。(通院支援、災害時支援アプリ、通所支援など)	医療的なケアを必要とする児童	支援ガイドブックの配布、各種制度の利用。
ブックスタート事業／ 教育文化課 町立図書館 ☎35-3877	0歳児健診の際、絵本と読み聞かせ体験をプレゼント	0歳児	あかちゃん絵本2冊

保育園支援

事業名／問合せ先	概要	対象	金額等
副食費助成事業／ 保健福祉課 福祉G ☎35-2111 (内線134)	保育園に入所する3～5歳児の副食費で国の免除対象外の方に対して、町が助成します。	保育園の利用者	全額
保育料助成事業／ 保健福祉課 福祉G ☎35-2111 (内線134)	大石田町に住所があり、大石田町から保育認定を受けた0～5歳のお子さんの保育料を無償化します。	保育園の利用者	全額 (教材費等の諸費用の負担はございません。)
子育て支援センター／ 保健福祉課 福祉G ☎35-2111 (内線134)	『にじっこひろば』と『おひさまランド』、2つの子育て支援センターでは、子育てをする皆さんを応援しています。	就学前の児童及び保護者	利用料無料

障がい者支援

事業名／問合せ先	概要	対象	金額等
精神障害保健福祉手帳に関する手続き／ 保健福祉課 福祉G ☎35-2111 (内線133)	精神障害保健福祉手帳は、一定程度の精神障がいがあることを認定した方に交付します。	精神障がいのため、長期にわたり日常生活又は社会生活への制約がある方	税金、公共料金など各種優遇措置があります。障がい者雇用や福祉サービスの円滑利用が可能です。
重度心身障がい(児)者医療給付／ 保健福祉課 福祉G ☎35-2111 (内線134)	重度な障がいをお持ちの方の医療費に、保険診療分の自己負担額を助成します。	身体障害者手帳1・2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの方	本人と扶養者の所得税が課税：自己負担金あり(保険診療分の1割) 非課税：自己負担金なし(保険診療分)
自立支援医療制度(更生医療・育成医療)／ 保健福祉課 福祉G ☎35-2111 (内線133)	身体上の障がいを軽くしたり、取り除いたりする手術等の医療費負担を軽減します。	更生医療： 18歳以上の身体障害者手帳所持者 育成医療： 18歳未満の身体に障害を有する児童	指定した医療機関と薬局の窓口負担が原則1割になります。(負担上限月額あり)
自立支援医療制度(精神通院医療)／ 保健福祉課 福祉G ☎35-2111 (内線133)	精神通院に係る医療費(診療費と薬代)の自己負担を原則1割に軽減します。	精神疾患の治療や再発防止のために継続的に通院医療が必要な方	指定した医療機関と薬局の窓口負担が原則1割になります。(負担上限月額あり)
補装具の購入等費用の支給／ 保健福祉課 福祉G ☎35-2111 (内線133)	補聴器や義足など、身体障がいに応じた補装具購入に係る費用を支給します。	身体障害者手帳所持者	補装具に応じて定められている基準額の9割を支給します。(負担上限月額あり)
日常生活用具給付等事業／ 保健福祉課 福祉G ☎35-2111 (内線133)	ストマ用装具、入浴補助用具、特殊寝台など障がいに応じて、自立した日常生活に必要な用具を支給します。	身体障害者手帳所持者	用具に応じて定められている基準額の9割を支給します。(負担上限月額あり)
福祉タクシー／ 保健福祉課 福祉G ☎35-2111 (内線133)	身体障がい者及び知的障がい者にタクシー券を交付します。	次の障害者手帳所持者 ●下肢・移動機能障がい1～4級 ●視覚・体幹・内部障がい1～3級 ●療育手帳A ●療育手帳B ●障害年金を受給している18歳以上の方で自動車運転免許を取得していない方	タクシー券1枚につき500円を助成(交付上限48枚)

医療(病気)支援

事業名／問合せ先	概要	対象	金額等
医療用ウィッグ及び乳房補整具購入費助成事業／ 保健福祉課 保健医療G ☎35-2111 (内線170)	がん治療に伴う外見の悩みや経済的負担を軽減するため購入費用の一部を助成します。	町内に住所を有し、がんの治療を受けている又は受けていた方で、令和5年度以前にがん患者医療用ウィッグ・乳房補整具購入費助成事業実施要綱による助成を受けていない方	ウィッグ： 2万円又は購入経費の1/2の額のいずれか低い額 補整具： 1万円又は購入経費の1/2の額のいずれか低い額
重粒子線がん治療費一部助成事業／ 保健福祉課 保健医療G ☎35-2111 (内線172)	山形大学医学部附属病院で公的医療保険対象外の重粒子線がん治療を受けた方に、治療に要した経費の一部を助成します。	公的医療保険対象外の治療で、先進医療特約保険に加入していない方(所得制限あり)	上限62万8,000円
骨髄移植ドナー助成金交付事業／ 保健福祉課 保健医療G ☎35-2111 (内線172)	公益財団法人日本骨髄バンクが実施する事業において、骨髄等の提供を行った方に助成金を交付します。	骨髄等の提供日に町内に住所を有しており、提供を行うための休暇制度がない方。町税の滞納がない方。	骨髄等の提供に係る通院、入院で1日2万円、7日間(14万円)限度

障がい者支援

事業名／問合せ先	概要	対象	金額等
身体障害者手帳に関する手続き／ 保健福祉課 福祉G ☎35-2111 (内線133)	身体障害者手帳は、身体機能に一定の障がいがあることを証明するもので、各種福祉制度を利用する際に必要です。	目、耳、口、手足、内臓などに一定程度以上の永続する障がいを有すると判定された方	税金、公共料金など各種優遇措置があります。障がい者雇用や福祉サービスの円滑利用が可能です。
療育手帳に関する手続き／ 保健福祉課 福祉G ☎35-2111 (内線133)	療育手帳は、知的機能に障がいがあり、社会生活上の適応障がいがあると判定された方に交付します。	知的機能に障がいがあり、社会生活上の適応障がいがある方	税金、公共料金など各種優遇措置があります。障がい者雇用や福祉サービスの円滑利用が可能です。



高齢者支援

事業名／問合せ先	概要	対象	金額等
長寿祝金祝品支給事業／ 保健福祉課 福祉G ☎35-2111 (内線130)	町内に居住する高齢者に対し、長寿祝金、祝品を支給し、長寿を祝福します。	数え88歳、数え99歳、数え100歳	数え88歳：5,000円 数え99歳：1万円 数え100歳：10万円
高齢者タクシー事業／ 保健福祉課 福祉G ☎35-2111 (内線130)	70歳以上の高齢者世帯で、自家用車を所有していない、又は運転できない方にタクシー券を配布します。	70歳以上高齢者	タクシー券1枚につき500円を助成 (交付上限48枚)
リフト付タクシー事業／ 保健福祉課 福祉G ☎35-2111 (内線130)	リフト付タクシーを利用する場合に利用料金の一部を助成します。	在宅で介護4又は介護5の認定を受けた方 身体障害者手帳1級又は2級の交付を受けた方	タクシー券1枚につき5,000円を助成 (交付上限12枚)
緊急通報支援事業／ 保健福祉課 福祉G ☎35-2111 (内線130)	一人暮らし高齢者等の急病、事故及び火災等の緊急事態に対処するため、緊急通報システムの利用料の全額を町が負担します。	65歳以上の一人暮らし高齢者等	全額助成 (通信料等は自己負担)
高齢者の予防接種費用助成事業／ 保健福祉課 保健医療G ☎35-2111 (内線171)	高齢者肺炎球菌予防接種とインフルエンザ予防接種の費用の一部を助成します。	①65歳の方 ②65歳以上の高齢者 ※60歳～64歳で心臓、じん臓、呼吸器機能、ヒト免疫不全ウイルスにより障がい有し、身体障がい者手帳1級相当の方を含みます。	①高齢者肺炎球菌：4,150円 ②インフルエンザ：1,900円
運転免許証自主返納支援事業／ まちづくり推進課 生活安全G ☎35-2111 (内線225)	運転免許証を自主返納された65歳以上の方にタクシー券を配布します。	運転免許証を自主返納される65歳以上の方	タクシー利用券2万円分(500円×40枚)

介護(予防)支援

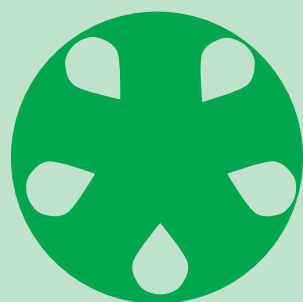
事業名／問合せ先	概要	対象	金額等
介護用品支給事業／ 保健福祉課 福祉G ☎35-2111 (内線132)	居宅において高齢者等を介護している場合に介護用品を支給し援助するものです。	本人が非課税で要介護認定を受けた方(要支援2、要介護1～5)、身体障がい者手帳(1、2級)・療育手帳A所持者、医療的ケア児	非課税世帯：月額5,000円 課税世帯：月額2,000円
配食サービス (大石町食の自立支援事業)／ 保健福祉課 福祉G ☎35-2111 (内線132)	一人暮らしの高齢者等を対象に月2回程度、ご自宅にお弁当を配達します。	一人暮らしの高齢者等	1食700円 (自己負担1食200円)
いきいき百歳体操／ 保健福祉課 福祉G ☎35-2111 (内線132)	元気な100歳を目指して介護予防(軽体操と仲間づくり)のためにみんなで行う体操です。	どなたでも	なし(自己負担なし)

障がい者支援

事業名／問合せ先	概要	対象	金額等
障がい福祉サービス／ 保健福祉課 福祉G ☎35-2111 (内線133)	障がいのある方の状況にあったサービスを申請に応じて給付します。 ※ホームヘルプ、ショートステイ、就労支援、通所など	社会生活上、介護や訓練が必要な障がいのある方	サービスに係る費用の9割を支給します。 (負担上限月額あり)
通所特定費用助成／ 保健福祉課 福祉G ☎35-2111 (内線133)	児童発達支援事業所等にて提供される食事に係る実費負担分に対して助成します。	児童発達支援等を利用している児童のうち、満3歳になって初めての4月1日から小学校就学前までの児童の保護者	食事の提供に係る費用として支払った金額。ただし、対象児童1人につき、1か月当たり4,500円を限度とする。
障害児福祉手当・特別障害者手当／ 保健福祉課 福祉G ☎35-2111 (内線133)	重度障がいのため、日常生活で常時介護を必要とする方に対して手当を支給します。	重度の障がいがあるため、日常生活で常時介護が必要な在宅の方 ※特別障害者手当…20歳以上 障害児福祉手当…20歳未満	国が定める金額を年4回に分けて支給します。 ※所得制限があります。
軽度・中等度難聴児に対する補聴器購入補助事業／ 保健福祉課 福祉G ☎35-2111 (内線133)	身体障害者手帳の交付対象とならない軽度及び中等度の難聴児に係る補聴器購入費用を助成します。	18歳未満の難聴児で、補聴器の装用により、言語習得等一定の効果が期待できると医師が判断した方	補聴器の種類に応じて定められている基準額の2/3を限度として支給します。
障がい者等自動車改造費助成事業／ 保健福祉課 福祉G ☎35-2111 (内線133)	身体障がい者又は障がい者介護用の自動車改造費等に係る費用を助成します。	障がい者等又は障がい者等と生計を一にする者で、身体障がい者の自立や介護者の負担軽減のため自動車の改造が必要な方	①身体障がい者用自動車(本人運転・所有)⇒改造費用上限10万円 ②重度身体障がい者介護用自動車(本人又は家族所有)⇒改造費用又は購入費用(同型車との差額)上限20万円

高齢者支援

事業名／問合せ先	概要	対象	金額等
一人暮らし高齢者等除雪費助成金支給事業／ 保健福祉課 福祉G ☎35-2111 (内線130)	自力で除雪できない一人暮らし高齢者等に対して、除雪に要した費用の全部又は一部を助成します。	65歳以上高齢者世帯等	課税世帯：1万円 非課税世帯：3万円 ※豪雪対策本部設置の場合：4万5,000円
暖房費助成事業／ 保健福祉課 福祉G ☎35-2111 (内線130)	生活困窮世帯等を対象に灯油購入に要する費用の一部を助成します。	65歳以上高齢者世帯等	5,000円



令和6年度 大石田町支援事業便覧パンフレット
令和6年6月25日

【発行元】 山形県大石田町総務課・総務グループ
〒999-4112 山形県北村山郡大石田町緑町1番地
T E L : 0237-35-2111 (内線218)
F A X : 0237-35-2118

